

令和三年十二月二十八日受領  
答弁 第三三三号

内閣衆質二〇七第三三三号

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連からの債権回収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連からの債権回収に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の合計約九百十億円の支払を命ずる判決のあった平成二十九年八月二日から令和三年十二月二十一日までの間に、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」という。）は約三億円を回収している。

二について

お尋ねについては、平成二十九年八月二日から令和三年十二月二十一日までの間に発生した遅延損害金は、約百四十二億円である。

三について

お尋ねの「朝鮮総連が負担する債務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和三年十二月二十一日時点で、朝鮮総連<sup>れん</sup>の整理回収機構に対する未払の債務は約五百六十六億円となっており、また、これに伴って発生した遅延損害金は約四百八十二億円となっている。

四から六までについて

お尋ねについては、個別具体的な債権回収に関わる事柄であり、整理回収機構における今後の債権回収業務に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。